

平成18年2月9日

社会保障審議会障害者部会  
部会長 京極 高宣 殿

全国社会就労センター協議会  
会長 星野 泰 啓

## 新しいサービスに係る基準・報酬についての意見

1. 新旧体系の報酬単価や職員配置基準等の検討にあたっては、決して現行水準から低下することのないよう十分配慮すること。  
また、小規模施設における運営を可能とする報酬の配慮を行うこと。特にその役割の重要性をふまえ、サービス管理責任者の配置を可能とする配慮を行うこと。
2. 報酬の利用実績払いにあたっては、住まいの場である入所施設の特性や、通所施設の現行の利用率をふまえ、報酬水準の低下を招かないような水準を設定すること。
3. 就労継続支援事業（非雇用型）の指定基準となる工賃水準の設定について、工賃控除程度とされているが、利用者本人の工賃控除と事業者の指定基準とは本来性格を異にするものであり、指定基準においては「一定水準程度」とすること。
4. 新事業への移行にあたっては、円滑な移行を図るために事業の段階的な移行を認めること。